

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和3年 4月 1日 現在〉

1、当事業所の運営の方針

介護保険法の趣旨に従い、お客様が居宅において可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

お客様の意思・人格を尊重し、お客様の選択に基づいた居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を支援および受託いたします。また中立公正な立場で、公的機関やサービス提供事業者などと連絡・調整を行い、総合的なサービスの提供に努めます。

お客様の人権の擁護、虐待の防止などのため、必要な体制の整備を行うと共に、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じます。

指定居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援を提供するにあたっては、法第百十八条の二の第一項に規定する介護保険等関連情報その他、必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めます。

2、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-563-8776 (受付時間午前9時～午後5時)

担当者 畑中・佐竹・久米田・工藤

3、ケアプランニング向台の概要

① 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランニング向台
所在地	東京都東大和市芋窪3丁目1611番地1号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都1374600185号)
サービス提供の地域	東大和市・武蔵村山市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

② 同事業所の職員体制

資格	常勤	非常勤
管理者:介護支援専門員兼務(介護福祉士)	1名	
介護支援専門員(介護福祉士)	2名	1名

③ 営業時間

月曜日～土曜日	午前9時～午後5時
※日・年末年始(12月31日～1月3日)を除く	

4、申し込みからサービス提供までの流れ

居宅サービス計画(以下ケアプラン)作成など、 サービス利用の申し込み

まずはお電話などでお申し込み下さい。担当者がお伺いします。



ケアプラン作成の手順、サービスの内容に関して
大切な説明を行い(当事業所との契約をします)
その際、お客様の解決すべき課題を把握します。



地域のサービス提供事業者の内容や、料金等を
説明し、利用するサービスを選んでいただきます。

市内近辺地域における、サービス事業者が実施しているサービス内容、利用料等の
情報を提供し、お客様に サービスの選択をしていただきます



提供するサービスに関して、ケアプランの原案を
作成し、お客様より同意の印を頂き、交付致します。

ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、
お客様の同意を得たうえで、関連する医療機関やお客様の主治医との連
携を図ります。



計画に沿ってサービスが提供されるよう
サービス提供事業者との調整を行います。

ケアプランの原案に位置づけたサービスについて、介護保険の対象となる
サービスと、対象にならないサービス(自己負担)に区分して、それぞれの
種類、内容、利用料等を説明し、その意見を伺います。



ケアプランに沿って、月単位のサービス利用票などを作成し、
お客様より同意の印を頂き交付致します。

それに基づいたサービス提供票を作成し各サービス提供事業所へ送付致します。



サービス利用



サービス提供事業者と毎月連絡をとり、実施状況の
把握を行い、実績の管理を行います。

ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されているか把握します。



毎月の給付管理票の作成を行い、
国保連合会に提出します。

毎月の給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に伝送し、
給付管理を行ないます。(返戻や償還払いなどの調整・処理も行ないます)



お客様やご家族と訪問などにて連絡をとり、実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います。



お客様の状態について、定期的な再評価を行い、ケアプランの変更が必要な場合、変更を行います。

5、利用料金

① 居宅介護支援料(ケアプラン作成料)

居宅介護支援に対する料金規定は[契約書別紙] のとおりです。

② 交通費

前記3の①のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。

③ 解約料

申し出により、契約を解約でき、料金はかかりません。

(お客様の特別な理由により解約された場合、料金を頂くことがあります。)

④ その他の料金

お客様より、資料請求などの依頼がありました際に、場合によってはコピー代や切手代などの実費を頂くことがあります

6、サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出があればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了一ヶ月前までに文書で通知するとともにこの地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくとも自動的にサービスを終了致します。

- ・お客様が介護保険施設に入所などした場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の、要介護認定区分が介護保険要支援 1、要支援 2、非該当と認定された場合
- ・介護保険サービスのご利用のない期間が 3ヶ月以上継続した場合
- ・お客様が亡くなられた場合または被保険者資格を喪失された場合

④ その他の終了

お客様やご家族の方などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。

7、秘密保持

・サービスを提供する上で、知り得たお客様およびご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

(この守秘義務は契約終了後、退職後も同様です。)

・予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、お客様およびそのご家族の個人情報を使いません。

8、事故発生時の対応(賠償責任)

・サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由によりお客様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します

9、その他

① 要介護認定等にかかる申請の援助

・お客様の意思を踏まえ、要介護認定時の申請に必要な協力を行います。

・要介護認定有効期間満了の30日前には、更新申請に必要な協力を行います。

② 相談について

・介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。またお客様が介護保険施設への入所などを希望した場合には介護保険施設の紹介などを行います。

③ サービス提供記録の閲覧・交付

・お客様はサービス提供の実施記録を閲覧し、その実施状況に関する書面の交付を受けることができます。

④ 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進

・お客様が病院または診療所に入院する場合にはお客様の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を可能な限り入院先医療機関と共有することで医療機関におけるお客様の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援いたします。

・指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、お客様が病院または診療所に入院する必要が

生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所にお伝えしていただきたく存じます。なお、実効性を高めるため、日ごろから介護支援専門員の連絡先を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳と併せての保管をお願いいたします。

⑤ ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

- ・お客様は居宅サービス計画書作成にあたってお客様から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者などの紹介を求めることができます。また居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- ・前6か月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の総数が占める割合、前6か月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられたサービスごとの回数のうち、同一のサービス事業者または地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合について説明を行います。

⑥ その他

災害時や感染症蔓延時に開催されるサービス担当者会議は参加される当該ご利用者やご家族などの同意があればテレビ電話などを活用し、必要な情報の共有を行います。また、非常時の体制での早期の業務再開を図るため、業務継続計画の策定も行います。

10、サービスに関する苦情について

①お客様相談窓口：電話 042-563-8776

担当者：畑中：受付時間 午前9時～午後5時

日・年末年始(12月31日～1月3日)を除く

② 保険者：東大和市高齢介護課 電話 042-563-2111

武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課 電話 042-590-1233

③ 東京都国民健康保険団体連合 など

④ 苦情処理制及び手順の概要

- ・苦情内容、相談内容概要の記録作成
- ・想定原因の確認
- ・相談者の要望を確認
- ・対応内容の記述

11、当事業所の概要

- ・名称・法人種別 社会福祉法人 向会
- ・代表者名 福地 透
- ・住所 東京都東大和市芋窪3丁目1611番地1号
- ・定款の目的に定める事業
 - 1 特別養護老人ホーム 向台老人ホーム
短期生活入所介護事業
 - 2 在宅サービスセンター向台
通所介護事業(デイサービスセンター向台)
認知症対応型通所介護
訪問介護事業(ヘルパーステーション向台)
居宅介護支援事業(ケアプランニング向台)
 - 3 東大和市高齢者ほっと支援センターいもくぼ
 - 4 東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはら
 - 5 東大和市高齢者見守りぼっくすならはし
 - 6 東大和市在宅医療・介護連携支援センターいもくぼ

(事業者名) ケアプランニング 向台

(指定番号 1374600185)

(住所) 東京都東大和市芋窪3丁目1611番地1号

(代表者名) 福地 透

(説明者氏名)

上記内容の説明を受け、了承しました。 令和 年 月 日

お客様名

(代理人氏名)

(ご家族様氏名)

(令和3年4月1日改定)